別表

障害児通所給付費等単位数表

第１　児童発達支援

１　児童発達支援給付費（１日につき）

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が30人以下の場合	1,081単位
⑵　利用定員が31人以上40人以下の場合	1,000単位
⑶　利用定員が41人以上50人以下の場合	925単位
⑷　利用定員が51人以上60人以下の場合	855単位
⑸　利用定員が61人以上70人以下の場合	826単位
⑹　利用定員が71人以上80人以下の場合	800単位
⑺　利用定員が81人以上の場合	774単位

ロ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が20人以下の場合	1,377単位
⑵　利用定員が21人以上30人以下の場合	1,185単位
⑶　利用定員が31人以上40人以下の場合	1,070単位
⑷　利用定員が41人以上の場合	970単位

ハ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が15人以下の場合	1,325単位
⑵　利用定員が16人以上20人以下の場合	1,035単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	919単位

ニ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

⑴　主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	827単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	557単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	433単位
⑵　⑴以外の場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	703単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	465単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	360単位

ホ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が５人の場合	2,088単位
⑵　利用定員が６人の場合	1,748単位

別表

障害児通所給付費等単位数表

第１　児童発達支援

１　児童発達支援給付費（１日につき）

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が30人以下の場合	976単位
⑵　利用定員が31人以上40人以下の場合	917単位
⑶　利用定員が41人以上50人以下の場合	858単位
⑷　利用定員が51人以上60人以下の場合	800単位
⑸　利用定員が61人以上70人以下の場合	779単位
⑹　利用定員が71人以上80人以下の場合	759単位
⑺　利用定員が81人以上の場合	737単位

ロ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が20人以下の場合	1,220単位
⑵　利用定員が21人以上30人以下の場合	1,073単位
⑶　利用定員が31人以上40人以下の場合	987単位
⑷　利用定員が41人以上の場合	900単位

ハ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が15人以下の場合	1,152単位
⑵　利用定員が16人以上20人以下の場合	874単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	798単位

ニ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

（新設）

⑴　利用定員が10人以下の場合	620単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	453単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	364単位

（新設）

ホ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が５人の場合	1,608単位
⑵　利用定員が６人の場合	1,347単位